

## 仕様書

### 第1章 総則

#### 1 街頭防犯カメラネットワークシステムの概要

(1) 街頭防犯カメラネットワークシステム（以下「本システム」という。）は、路上等に街頭防犯カメラ（以下「カメラ」という。）を設置し、各カメラと京都府警察本部（以下「警察本部」という。）に設置する記録装置及び専用端末をネットワーク回線（閉域網）で接続し、画像データを記録装置に保存するとともに、カメラ及び画像データを専用端末で一元的に管理するシステムである。

#### (2) 閉域網

本システムでは、無線区間（閉域LTE回線）及び有線区間（IP-VPN回線）により、インターネットを経由しないクローズドネットワーク（閉域網）を実現するものとする。

#### 2 適用範囲

本仕様書は、本システムを構成するハードウェア、ソフトウェア及びその他の物品（以下「機器等」という。）について適用するものとし、機器等の機能、搬入、設置、設定作業、検査、賃貸借及び設置後の保守対応等（以下「本件業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

#### 3 機器等設置の概要及び納期

(1) 本システムを構成する機器等の搬入、設置、設定作業、検査及び試験を令和8年2月28日までに完了すること。

(2) 本システムは、令和8年3月1日から運用を開始することとし、運用開始までに係る保守等の費用については、受注者の負担とする。

#### 4 賃貸借期間

令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

#### 5 警察本部窓口

受注後、本仕様書に係る連絡窓口は、警務部警務課治安総合対策室担当者（以下「担当者」という。）とする。

## 6 質疑について

- (1) 本仕様書に関する事前の確認及び内容についての質疑は、書面により行うこと。
- (2) 質疑の内容及び回答については、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した全ての者に配付する。ただし、警察情報システムの情報セキュリティを侵害するおそれがある事項については、その旨のみを回答し、質疑は受け付けない。

## 7 機器等構成の作成

- (1) 入札参加者は、本仕様書に基づいて概要設計を実施し、積算の上、機器等構成を決定すること。
- (2) 本仕様書に明記されていない場合でも、機器等を動作させるために必要となるものについては、これを構成に含むこと。
- (3) 機器等構成の積算には、機器等に関する、搬入、設置、電源措置、配線措置、ネットワークの構築、接続、調整、セキュリティパッチの適用等、全ての作業に要する費用及び保守に関する費用を含むこと。
- (4) 決定した機器等構成に基づいて、機器構成表及び実施作業表を作成して一般競争入札参加資格確認申請書提出日までに総務部会計課（以下「会計課」という。）に提出し、担当者の確認を受け、指摘を受けた部分は是正すること。
- (5) 機器等構成表には、全ての作業を明記し添付すること。
- (6) 機器等のうち、重要な情報セキュリティに関するものについては、原則としてITセキュリティ評価及び認証制度による認証を取得しているものから選定することとし、それが困難である場合には、担当者に確認の上、最適なものを選定すること。
- (7) サプライチェーン・リスクを考慮し、機器等の製造工程において意図しない変更が加えられないよう、次の適切な措置が執られており、当該措置を継続的に実施していること。
  - 機器等の製造工程の履歴に関する記録を含む製造工程の管理体制が適切に整備されていること。
  - 機器等は不正な変更が加えられないように製造者等が定めたセキュリティ確保のための基準等が整備され、適応されていること。
  - 機器等の設計から部品検査、製造、完成品検査に至る工程について、不正な変更が行われないことを保証する管理が一貫した品質保証体制の下でなされていること。不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等により原因を調査し、排除できる体制を整備している生産工程であること。
  - 機器等に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制が確立していること。
  - 入札参加者が採用した機器等について、不正な変更が加えられていないことを検査する体制が入札参加者において確立していること。
- (8) 入札参加者は、決定した機器等について、担当者からサプライチェーン・リスクの懸念が払拭できないとの指摘を受けた場合は、機器等の見直しを行うこと。

## 8 情報セキュリティ管理体制等の確認

出荷引受業者は、第三者による情報セキュリティ管理体制等の認定を受け、入札日までに次のいずれか又は同等以上のものを取得済みであること。

- I SMS 認証
- P マーク

なお、前記の事項を証明する書類（写し）を一般競争入札参加資格確認申請書提出時に会計課に提出し、担当者の確認を受けること。

## 第2章 基本的事項

### 1 遵守事項

- (1) 機器等の選定及び本件業務の履行については、本仕様書に従うこと。
- (2) 法令、規則、技術基準等が規定されている場合は、その規定に従うこと。
- (3) 契約期間中、遅滞なく作業を進めるとともに、進捗状況を担当者に報告すること。  
また、作業計画に影響を及ぼすおそれのある事態が発生した場合は、速やかに状況を担当者に報告するとともに、事態の解決に努めること。
- (4) 本件業務を履行する際、発注者の通常業務に支障を与えることのないよう十分に配慮すること。
- (5) 本システム構築上、やむを得ない仕様の変更は、担当者と協議すること。
- (6) 発注者が別途調達するネットワーク回線の接続事業者（以下「回線等接続事業者」という。）と連携し、賃貸借期間中システムが正常に動作できるようにすること。
- (7) その他、疑義が生じた場合には、その都度、担当者と協議すること。

### 2 システムの構成

「別紙1 システム構成図」のとおり

### 3 設置場所

「別紙2 設置場所一覧」のとおり

### 4 図書類

#### (1) 承認図書

受注者は、受注決定後速やかに、本仕様書に記載する機器等の規格・性能等について、以下の書類を担当者に提出の上、担当者と打合せを行い、承認を受けること。

- ア 機器等一覧表
- イ 機器仕様書
- ウ ソフトウェア仕様書（サービス仕様書）
- エ 作業計画・手順書

#### (2) 完成図書

受注者は、本件業務の完了後、遅滞なく以下の書類を担当者に提出すること。

- ア 機器仕様書
- イ ソフトウェア仕様書
- ウ 設置図面
- エ 操作説明書
- オ 試験成績書
- カ 保守連絡体制表
- キ 保守手順書
- ク 機器等に係る設定内容についての説明書
- ケ 機器管理台帳

コ カメラ映像管理用ソフトウェアユーザー割当一覧表

(3) 提出部数

図書類は、紙媒体2部、電子データ1部を提出すること。

なお、紙媒体にあつてはA4版、電子データにあつては担当者が指定するデータ形式で提出すること。

(4) その他

ア 一貫性のある図表等を用いて、明解かつ詳細に記載すること。

イ 加除式とし、内容の変更、訂正等が容易に行える形態で行うこと。

ウ 修正する必要がある場合は、提出した部数すべてを差し替えて修正すること。

5 機器等について

(1) 機器等の候補について、受注者は、予めテスト機等を準備するとともに、回線等接続事業者と連携し、同事業者が選定する予定の回線等を通じて候補機等が正常に動作することを確認するなど、本システムの運用に支障がない機器等を選定すること。

(2) 機器等は、賃貸借契約満了後は返還するものとし、返還に必要となる運搬等の費用は、受注者の負担とする。ただし、次のものは、賃貸借契約満了後、京都府警察に無償譲渡するものとする。

○ 機器等の設置に伴い実施した電源措置、ネットワークケーブル配線措置及び配線の保護措置に使用した全ての部材

(3) 返還の際、内部に保存領域を有する機器については、データを復元不可能な状態にするため、発注者がデータ消去機能を有する装置により消去（磁気破壊）を行った状態で返還する。また、前述の消去方法が行えない場合は、発注者が物理破壊を行った状態で返還する。

6 情報セキュリティの確保に関する特記事項

(1) 保護すべき情報の範囲

ア 受注者は、本件業務を実施するに当たり、発注者が提供する情報その他知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、その万全を期すこと。

イ 保護すべき情報の範囲は、以下のとおりとすること。

(ア) 本件業務において、発注者が部外秘の指定をした事項に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）

(イ) 本件業務において、発注者が部外秘の指定をした事項に属する物件

(ウ) 前記を基に、受注者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、発注者が指定したもの

(2) 再委託の禁止

ア 受注者は、本件業務に関する業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないものとする。ただし、やむを得ず再委託をするときは、その再委託先、契約内容等を記した書面を添え、担当者の許可を得なければならない。

イ 前項ただし書により再委託をする場合、受注者が再委託先との間で締結する契約において、本仕様書と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めるものとする。

ウ 前項の契約について、情報セキュリティの確保が十分満たされていないと発注者から指摘された場合は、速やかに是正するものとする。

エ 前記アのただし書により受注者が再委託する場合、再委託先その他本件業務に係る作業に従事する受注者以外の事業者（以下「再委託先等」という。）における情報セキュリティの確保について、受注者は本仕様書に従うよう、再委託先等に対し、必要な通知、申請、確認等を行わなければならない。

### (3) 情報セキュリティ確保のための体制等の整備

ア 受注者は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

イ 受注者は、受注者の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し発注者に報告しなければならない。

ウ 受注者は、保護すべき情報に接する者（受注者及び再委託先等における、派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴取するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を担当者に通知しなければならない。

なお、担当者の承認を受けて、作業責任者等から提出させる誓約書を情報セキュリティの確保に関する誓約書とすることができる。

エ 受注者は、受注決定後、速やかに情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に応じた教育計画を作成し、担当者の承認を得なければならない。

なお、受注者があらかじめ当該計画を有する場合には、これに代えることができるものとする。

オ 発注者は受注者に対し、前項の教育計画の実施状況について、報告を求めることができるものとする。

### (4) 守秘義務

ア 受注者は、保護すべき情報を本契約の契約期間中のほか、契約満了後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。

イ 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

ウ 受注者又は再委託先等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、あらかじめ、書面により担当者に申請し許可を得なければならない。

### (5) 業務管理

ア 本件業務に関して、発注者が受注者に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び発注者が受注者に貸与する本件業務に関する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、受注者は、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理につき、発注者に対し一切の責を負うものとする。

イ 指定する場所において個別業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報、業務資料等は適正に管理するものとする。また、発注者の承諾なくしては、その場所から物品、業務資料等を持ち出してはならない。

ウ 受注者は、業務情報及び業務資料を、本件業務に関する業務の実施その他発注者の指定した目的以外に使用してはならない。

エ 受注者は、業務資料について、本契約が終了したとき又は発注者から廃棄を求められたときは、発注者が認める方法により廃棄しなければならない。

オ 受注者は、業務資料を、発注者の承諾なくしては、方法のいかんにかかわらず複製・複写してはならない。

カ 受注者は、本契約が終了したときのほか、業務資料について発注者から返還を求められたときは、直ちにこれを発注者へ返還しなければならない。

#### (6) 脆弱性対策等の実施

ア 受注者は、本件業務を実施するに当たり、本システムのアクセス権を業務上必要な者のみに付与し、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講じなければならない。

イ 受注者は、情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講じなければならない。

#### (7) 情報セキュリティの対策の履行状況の確認

ア 受注者は、受注決定後、速やかに本仕様書が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について担当者に報告し、承認を得なければならない。

イ 受注者は、受注決定後、少なくとも年度ごとに1回、情報セキュリティ対策履行状況を確認するとともに、確認結果について担当者に報告し、承認を得なければならない。

ウ 受注者は、再委託先等における情報セキュリティ対策履行状況についても、受注者に準じた確認を行い、その結果を担当者に対して報告し、承認を得なければならない。

#### (8) 情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置

ア 受注者は、受注者の従業員若しくは再委託先等の故意又は過失により、以下の情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「情報セキュリティ事故」という。）が発生したときには、発注者に対し一切の責を負うものとする。

(ア) 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合

(イ) 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合

(ウ) 保護すべき情報を取り扱い、又は取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体にコンピューター・ウイルスの感染が認められた場合

(エ) その他、保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

イ 受注者は、本件業務の履行に際し、情報セキュリティ事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を担当者に報告しなければならない。

ウ 発注者は、情報セキュリティ事故が発生した場合、必要に応じ受注者に対し調査を実施することとし、受注者は発注者が行う当該調査について、全面的に協力するものとする。

エ 情報セキュリティ事故が再委託先等において発生した場合、受注者は発注者が当該再委託先等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。

オ 受注者は、情報セキュリティ事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、発注者の求めに応じて提出するものとする。

カ 情報セキュリティ事故が受注者の責めに帰すべき事由による場合、事故原因の調査、復旧作業等に必要な経費については受注者の負担とする。

#### (9) 情報セキュリティ監査

ア 発注者は必要に応じ、受注者に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施のために、発注者の指名する職員を受注者の事業者その他関係先に派遣することができる。

イ 発注者は、情報セキュリティ対策に関し特段の必要が生じた場合、緊急に監査を実施することができる。

ウ 受注者は、発注者が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、発注者の求めに応じ、必要な協力（発注者の指名する職員による施設への立入り、関係書類の閲覧等）を行うものとする。

エ 発注者が再委託先等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、受注者は当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。

オ 受注者は、自ら情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を担当者に報告するものとする。

カ 発注者は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう受注者に求めることができる。

キ 受注者は、発注者から求めがあったときは、速やかにその是正措置を講じるものとする。

## 第3章 搬入、設置、設定作業、検査、試験

### 1 事前協議

受注者は次のとおり、担当者と事前協議等を行うこと。

- (1) カメラの据付け位置及び方向
- (2) その他本システム設置作業に関して検討を要する事項

### 2 設置場所

別紙2「設置場所一覧」のとおり

(詳細な設置場所については、受注決定後に担当者が別途指示する。)

### 3 搬入

受注者は、次のとおり機器等の搬入を行うこと。

- (1) 受注者は、必要な現場調査を実施し、的確かつ効率的に作業が進められるよう努めること。
- (2) 受注者は、機器等の梱包材等を回収・処分すること。
- (3) 搬入に係る費用は、受注者が負担すること。

### 4 設置

受注者は、次のとおり機器等の設置作業を行うこと。

#### (1) 付帯工事材料等

日本産業規格又はこれに準ずるものを使用することとし、各機器等の部品は互換性を持たせ、種類はできる限り少なくすること。

#### (2) 設置現場の管理

##### ア 現場責任者の指定

受注者は、設置作業に先立ち現場責任者を指定し、現場責任者に担当者との連絡、調整等全体の管理を行わせること。また、現場責任者及び設置現場に立ち入る作業員について、作業員名簿を作成し、担当者に提出するとともに、身分を明かさず証票を付けさせること。

また、設置作業に伴い車両を使用する場合は、使用車両一覧を作成し、事前に担当者に提出すること。

##### イ 安全管理

現場責任者は、現場の安全衛生に努めるとともに、火災予防、盗難防止等設置現場の管理に万全を期すこと。公道においては、周辺の交通の安全と円滑を図るとともに、交通誘導員を配置するなど、交通事故の防止を図ること。

##### ウ 作業時間

作業は、原則として京都府の休日定める条例（平成元年京都府条例第4号）に規定する府の休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時45分の間に行うこととし、やむを得ず時間外に行う場合は、事前に担当者の承認を得ること。

#### エ 作業計画書の作成

受注者は、設置作業の着手に先立ち、作業体制及び作業内容を明確にした作業計画書を提出し、担当者の承認を得ること。

#### オ 既設工作物等の損傷時等の措置

既設工作物や建造物、その他施設に損害を与えたとき、又は作業員及び第三者の生命、身体に危害を与えたときは、速やかに担当者に報告すること。また、原状回復措置や損害賠償が必要な場合は、受注者の責任において解決すること。

#### カ 設置作業の立会い

設置作業に際し、完了後では容易に確認できない部分については、事前に担当者の立会いを受けること。ただし、担当者の承認を得た事項は、写真をもってこれに代えることができる。

### (3) 申請等手続き

受注者は、設置作業の開始に先立ち、関係機関、事業者に対し、次の要領で申請等の手続きを行うこと。また、申請等を行うに当たり、事前に担当者の承認を得ること。

ア カメラ一式の設置に必要となる各種申請手続は、受注者が行うこと。また、申請手続に必要となる費用は受注者が負担すること。

なお、道路管理者やカメラ一式を添架する柱を所有する企業等との協議は、担当者と受注者が協力して実施し、受注者は協議状況を随時担当者に報告すること。

イ 京都府公安委員会の管理する柱の使用許可申請手続については、担当者が行うものとする。ただし、受注者は申請手続の補助を行うこと。

ウ 本システムの運用に必要な電力供給については、別途発注者が電気事業者と契約するが、当該電力供給に係る契約の申請手続は受注者が行うこと。

なお、設定作業、検査の実施等、運用開始までに必要な電力のうち、カメラ一式に係る費用については、受注者が負担すること。

エ カメラ一式の設置場所によっては、河川法、景観条例等、道路管理者以外の許可が必要となる場合があることから、受注者の責任において必要となる申請手続を行うこと。

### (4) カメラ一式の設置

ア 受注者は、各カメラ本体及びSIMルーターボックスの設置前に、担当者に対し、柱への据付け方法（別途、添架する柱の所有者から方法について指示がある場合は、当該指示に沿った方法）を提示し、了承を得ること。

イ カメラ本体及びSIMルーターボックスは、それぞれ適切な方向に据え付けること。

なお、各カメラ本体の据え付け前に、予めmicroSDカードを挿入しておくこと。

ウ SIMルーターの設置前に、発注者が別途調達するSIMカードを予め挿入できるよう、回線等接続事業者と連携すること。

エ カメラ一式は、落下することがないように適切に設置すること。

オ 電源ケーブル、LANケーブル等は、本システムが適切に作動するよう接続すること。

カ 各種ケーブル類の余長、電源部、電源ブレーカー及びSIMルーターは、SIMルー

ターボックス内に収納し、適正に施錠・保護・防水・固定等の措置を執ること。

(5) カメラ表示幕の作成

ア 担当者の指定する表示幕を作成し、カメラ一式を設置した各柱に取り付けること。

イ 作成する表示幕の文言については、「別紙3 表示幕文言」のとおりとし、材質、大きさ、取付方法については、取り付ける場所ごとに担当者と協議すること。

(6) 専用端末一式、映像表示装置一式、記録装置一式、ネットワーク機器一式、タイムサーバ及び警報表示装置の設置

ア 共通事項

(ア) 機器等を設置後、本システムが機能するよう必要な配線を行うこと。配線に使用するネットワーク（LAN）ケーブルのカテゴリは5eとする。詳細については、受注決定後、担当者が指示する。

(イ) 設置に必要なOAタップは受注者が必要数を準備すること。

なお、給電用に新たにコンセントが必要となる場合は、受注者において必要な部材を準備し、担当者の指示する分電盤から配線すること。

(ウ) 配線については、既設管路等を活用し、原則、配線を露出させないこと。配線が露出する場合は、必要な保護対策を実施すること。

(エ) 既設のケーブル等を本システムに接続しないこと。

(オ) 機器等の設置に際し、発注者の庁舎・設備等に変更（壁への穿孔等）を加えようとする場合は、事前に担当者と協議の上、担当者の指示に従うこと。

イ 専用端末及び映像表示装置一式

(ア) 専用端末はマウスを接続し、セキュリティワイヤーで固定すること。

(イ) 専用端末と中型ディスプレイは隔絶することなく一対のものとして設置し、両機器を付属のHDMIケーブルで接続すること。

(ウ) 大型ディスプレイは、設置場所において、中型ディスプレイと併用できるように付属のHDMIケーブルを配線すること。

ウ 記録装置一式

(ア) ネットワークレコーダーの電源ケーブルは、無停電電源装置（UPS）に接続して瞬電対策を講じ、記録データを保護するとともに、停電後少なくとも10分間は記録動作が継続できるようにすること。

(イ) ネットワークレコーダーの運用に必要なハードディスク（物理容量28TB以上、論理容量16TB以上）を実装すること。

(ウ) ネットワークレコーダーの付属品のうち、ディスプレイについては、ラック天板上に設置すること。

(エ) ネットワークレコーダー（実装したハードディスクを含む。）及び無停電電源装置はラックに収納すること。

エ ネットワーク機器一式

(ア) 警察本部

a 閉域網ルーターは、ネットワークレコーダーと同一の場所に設置し、ラックに収納すること。

b 閉域網ルーターから専用端末までネットワークケーブルを配線し、必要箇所にスイッチを設置すること。

(イ) 警察署及び木屋町警備派出所

a 閉域網ルーターは、別途調達する回線等接続事業者が保有するネットワーク回線の終端装置（ONU）と同一の場所に設置し、終端装置と併せて、外因により毀損することがないように必要な対策を講じること。

b 閉域網ルーターから専用端末まで、ネットワークケーブルを配線すること。

(ウ) 留意事項

木屋町警備派出所を除き、警察本部及び警察署においては、閉域網ルーターから専用端末に配線するネットワークケーブルのほか、担当者の別途指示する箇所（各1箇所）にネットワークケーブルを配線すること。

オ タイムサーバ

(ア) タイムサーバは、担当者の別途指示する箇所に設置すること。

(イ) タイムサーバからネットワークレコーダーまで、スイッチを経由し、ネットワークケーブルを配線すること。

カ 警報表示装置

(ア) 警報表示装置は、警察本部内の専用端末設置場所に設置すること。

(イ) 警報表示装置は、ネットワークレコーダーの異状を検知し、アラームを出力することとし、ネットワークレコーダーまで、スイッチを経由し、ネットワークケーブルを配線すること。

(7) 管理用シールの作成及び貼付

ア 管理用シールを作成し、機器に貼付すること。

イ シールの材質は、耐水性及び耐久性に優れたものを使用し、各機器の機能を損なわない箇所に貼付すること。

ウ 管理用シールの記載事項等は以下のとおりとする。

品名	〇〇〇〇〇
管理番号	〇〇〇〇〇
区分	街頭防犯カメラネットワークシステム
設置年度	令和7年度
リース期間	令和8年3月1日～令和13年2月28日
保守先	会社名（電話番号 〇〇〇－〇〇〇〇）

（色：白、大きさ：縦 約25ミリメートル 横 約50ミリメートル）

## 5 設定作業

### (1) ソフトウェアのインストール

本仕様書により導入するソフトウェア及び発注者が別途調達するソフトウェアを専用端末にインストールし、必要な設定を行うこと。

ア インストール及び各種設定にあたっては、担当者と必要な協議を行うこと。

- イ インストール後、専用端末及び導入ソフトウェアが正常に利用できることを確認すること。
- ウ 担当者と必要な協議を行い、情報セキュリティに必要な設定を行うこと。
- エ 証跡管理ツールの設定
  - 専用端末ごとに管理者アカウントを設定し、各専用端末の利用者及びログイン・ログアウト日時が取得できるよう設定すること。
- オ カメラ映像管理用ソフトウェアの設定
  - (ア) 各専用端末ごとに担当者が別途指定する数のアカウント（管理者及びユーザー。最大32アカウント。）を設定すること。
  - (イ) 各専用端末ごとに担当者が別途指定するカメラのPTZ（水平方向、垂直方向、ズーム）操作及び記録された画像データの確認ができるよう設定すること。
  - (ウ) 各専用端末の利用者及びログイン・ログアウト日時、操作（閲覧等）履歴が取得できるよう設定すること。
- カ 別途調達するソフトウェア
  - 発注者が別途調達するトレンドマイクロ社製、TRSLウイルスバスターコーポレートエディションPlusを専用端末にインストールすること。
- (2) ネットワークの設定
  - 本システムが正常に機能するようネットワークの設定を行うこと。
  - ア 発注者が別途調達する回線等接続事業者が保有する終端装置（ONU）と閉域網ルーターを接続し、必要なネットワーク設定を行うこと。
  - イ 各専用端末から各カメラにアクセスする場合は、記録装置を経由することとし、各専用端末から直接カメラにアクセスできないようにすること。
  - ウ 各専用端末から全てのカメラの操作等を可能にすること。その上で、閲覧ソフトのアカウントごとに担当者が別途指示するアクセス制限を設定すること。
  - エ カメラの画像データの保存場所は記録装置のみとし、カメラ本体、ネットワーク上等、記録装置以外に保存されないよう設定すること（カメラ本体に挿入されているmicroSDカードを除く。）。
  - オ 各カメラの画像が顕著に途切れて記録されることがないようにすること。
- (3) カメラ部の留意事項
  - ア 撮影した画像データの保存先は記録装置に設定すること。
  - イ カメラ本体の記憶領域に画像データが保存されないように設定すること。
  - ウ ネットワーク通信遮断時等に備え、カメラ本体に挿入されているmicroSDカードに画像データを保存した場合は、通信回復後、消去できるよう設定すること。
- (4) 記録装置の留意事項
  - ア 実装したHDDは、RAID6運用とすること。
  - イ 全てのカメラ画像を一元的に記録すること。
    - なお、画像データは、各カメラ毎にファイルに格納され、混在することがないように設定すること。
- (5) 時刻整合
  - ア タイムサーバの標準時刻は日本標準時とし、時刻を良好に受信できる状態にす

ること。

イ タイムサーバから配信される時刻を本システムを構成する各機器が受信する等し、各機器の時刻の正確性が保持されるよう設定すること。

(6) その他担当者の指示する設定を行うこと。

## 6 検査

(1) 受注者は、機器等の設置及び設定作業が完了した場合は、担当者にその旨報告するとともに、完成検査を受けること。

(2) 完成検査は、全ての機器設置場所において実施すること。

(3) 受注者は、別途指示する完成検査に必要な書類を準備すること。

(4) 受注者は、完成検査において担当者から指摘された事項を速やかに改善し、担当者に報告するとともに、再検査を受けること。

(5) 完成検査及び再検査は、担当者の指定する者の立会いにより、設置及び設定作業の状況について目視で確認することから、受注者は検査に必要な説明を行うこと。

## 7 試験

(1) 受注者は、試験方法、試験項目等について、事前に担当者と調整し、承認を受けること。

(2) 試験は運用開始日までに行うこととし、日程については、担当者が別途指示する。また、試験期間中は、担当者が指定する職員が、本システムを使用できるようにすること。

(3) 試験は、担当者の立会いにより、本システムが正常に動作することを確認する。試験には、閉域網における機器等の接続試験を含むことから、発注者が別途契約する回線等接続事業者と調整して実施することとし、正常時、異常時及び高負荷時の動作確認について試験するほか、ログファイル等の運用確認、疑似障害及び復旧動作について確認すること。

(4) 試験において異常が認められた場合は、受注者は、速やかに原因を究明し、担当者に報告するとともに、対策を講じた上で、再試験を受けること。

(5) 試験結果は、試験成績書として提出すること。

## 第4章 保守等

### 1 保守対象

保守対象は、本件業務で導入した機器等とする。

### 2 保守対応

#### (1) 保守窓口

受注者は、保守窓口を一元化し、あらかじめ担当者に報告することとし、休日を除く午前9時から午後5時までの間、電話による障害等の受付を行うこと。

#### (2) 障害対応

ア 障害対応時間は、休日を除く午前9時から午後5時までの間とするが、時間外に障害対応を行う場合は、担当者の許可を得ること。

イ 受注者は、担当者から障害等の発生の連絡を受けた場合は、原則として、翌営業日中には作業員を派遣し、障害原因を特定の上、障害復旧を行うこと。ただし、諸事情により速やかに障害復旧することが困難な場合には、その旨を直ちに担当者に連絡し、協議すること。

ウ 受注者は、速やかに障害復旧を行うことができるよう、カメラ及びSIMルーター各1台ずつを予備機として準備すること。予備機及び障害復旧に係る費用は、本契約に含むこととする。

エ 予備機を使用した際は、本システムにおいて正常に作動するよう設定し、動作確認を行うこと。

なお、修理後、再設置する場合も同様とする。

オ 修理等のために機器を設置場所から持ち出す場合は、機器に、設定情報を除き、カメラ画像等本システムの運用に関するデータが保存されていない状態にするため、以下のとおり対応すること。

##### (ア) 消去ツールによるデータ消去

受注者が準備する消去ツールを用い、受注者がデータ消去すること。データ消去後、担当者に消去完了報告書とともに提出し、担当者の確認を受けること。

##### (イ) 物理的破壊

(ア)の消去ツールが使用できない場合は、担当者が内蔵記録装置又は当該機器の物理破壊を行い、破壊した内蔵記録装置又は当該機器を返還するので、機器と合わせて持ち出すこと。

なお、担当者が内蔵記録装置又は当該機器を破壊した場合は、受注者の費用負担で代替機を準備すること。

#### (3) 定期点検

ア カメラ一式については、異常箇所の早期発見、故障等の未然防止及び設備を常に最良の状態に維持することを目的に、定期点検を行うこと。

なお、定期点検は運用を開始する初年度を除き、年度ごとに1回行うこと。

イ 定期点検の項目は以下のとおりとする。

##### (ア) カメラ及び収納ボックスの外観点検

##### (イ) カメラの機能点検

(ウ) システムの総合動作・機能点検

(エ) カメラの清掃

ウ 定期点検時に異常箇所が発見された場合、又は異常の発生が予想される場合は、速やかに担当者に報告し、指示を受けること。

エ 点検実施日時については、あらかじめ担当者と協議すること。

オ 点検実施にかかる道路使用許可申請については、受注者が実施し、申請にかかる費用は受注者が負担すること。

(4) 報告

受注者は、担当者から依頼があった場合、障害発生状況についての報告を行うこと。また、障害復旧作業を行った場合は、書面により報告すること。

(5) 記録

障害の受付内容及び保守対応結果について、履歴を管理しておくこと。

(6) ソフトウェアの修正

受注者は、機器等に対して脆弱性が認められたとき、又はメーカーから修正情報が発表されたときは、直ちに担当者に報告することとし、担当者が必要と認める場合には、修正情報の適用を行うこと。

(7) 保守手順書

保守に関する手順書を作成し、完成図書として提出すること。提出方法については、第2章の4のとおりとする。

(8) 適用除外となる事項

ア 水害、落雷、地震等の天災地変により発生した、機器等の故障を復旧する作業  
イ 警察職員の故意又は重大な過失により発生した、機器等の故障を復旧する作業  
(通行人等警察職員以外の者の故意又は過失により発生した、機器等の故障を復旧する作業については、本契約に含むこととする。)

ウ 消耗品（専用端末及び無停電電源装置のバッテリー及びファン）の交換に要する費用

## 第5章 機器等の構成及び規格

### 1 機器構成

本システムの機器構成は、次のとおりとする。

#### (1) カメラ一式 機器構成表

番号	名称	数量	単位	備考
1	カメラ本体	50	台	
2	カメラ取付金具	50	個	
3	microSDカード	50	枚	
4	SIMルーター	50	台	
5	SIMルーター収納用ボックス	50	個	
6	ボックス取付金具	50	個	
7	カメラ表示幕	50	枚	

#### (2) 専用端末一式 機器構成表

番号	名称	数量	単位	備考
1	専用端末（ノートパソコン）	13	台	
2	マウス	13	個	
3	セキュリティワイヤー	13	本	

#### (3) 映像表示装置一式 機器構成表

番号	名称	数量	単位	備考
1	大型ディスプレイ	2	台	
2	大型ディスプレイ用スタンド	2	台	
3	中型ディスプレイ	13	台	

#### (4) 記録装置一式 機器構成表

番号	名称	数量	単位	備考
1	ネットワークレコーダー	1	台	
2	無停電電源装置	1	台	
3	ラック	1	台	

#### (5) ネットワーク機器一式 機器構成表

番号	名称	数量	単位	備考
1	閉域網ルーター	10	台	
2	スイッチ	必要数	台	

#### (6) タイムサーバ

番号	名称	数量	単位	備考
1	タイムサーバ	1	台	

(7) 警報表示装置

番号	名称	数量	単位	備考
1	警報表示装置	1	台	

(8) 専用端末用ソフトウェア

番号	名称	数量	単位	備考
1	OS	13	ライセンス	
2	証跡管理ツール	13	ライセンス	
3	カメラ映像管理用ソフトウェア	13	ライセンス	

(9) その他

上記(1)から(8)のほか、機器取付部材、ケーブル、その他本システムを稼働するために必要な部品及び部材の調達、施工、配線等の各作業は、受注者において行うこと。

2 機器等規格

本システムを構成する機器等の規格は、次のとおりとする。

(1) 共通事項

ア 別途仕様等を明示する機器等を除き、賃貸借期間中24時間、365日運用に耐えること。

イ 管理用シールを貼付すること。

管理用シールの記載内容等は、第3章の4の(7)のウのとおりとする。

(2) カメラ一式

区分	項目	仕様等
	カメラ本体 (i-PRO(株)製 WV-S65340-Z2N相当品以上であること。)	
	形状	(1) 屋外対応のドーム型であること。 (2) ドーム部は親水コートに対応していること。
	パン/チルト/ズーム 機能	PTZ (Pan (パン) /Tilt (チルト) /Zoom (ズーム)) 対応であること
	パン	(1) 水平方向 (パン) は360° エンドレス旋回であること。 (2) 水平方向 (パン) 速度は、少なくとも毎秒0.065° ~500° まで可能であること。
	チルト	(1) 垂直方向 (チルト) は少なくとも-15° ~+90° (水平~真下) の動作が可能であること。 (2) 垂直方向 (チルト) 速度は、少なくとも毎秒0.065° ~500° まで可能であること。
	ズーム	光学21倍以上であること。

プリセット数	256パターン以上であること。
セルフリターン時間	10s、20s、30s、1m、2m、3m、5m、10m、20m、30m、60mで設定できること。
カメラ機能	
撮像素子	約1/2.8型CMOSセンサー以上であること。
有効画素数	210万画素以上であること。
走査方式	プログレッシブであること。
最低被写照度	(1) カラー0.015Lux以下であること。 (2) 白黒0.006Lux以下であること。
シャッタースピード	少なくとも1/4000s～1sの間で動作可能であること。
カラー白黒切替	off、on、オートの切替機能を有していること。
プライバシーマスク	32以上のプライバシーマスクを設定可能であること。
レンズ	
ズーム比	光学21倍ズーム（電動ズーム・電動フォーカス）を有すること。
焦点距離	4.0mm～84.6mmを実現すること。
絞り範囲	F1.6～closeを実現すること。
画角	(1) 水平画角3.7°～77°以上であること (2) 垂直画角2.2°～44°以上であること。
ビデオ	
最大映像解像度	60fps、1920×1080以上であること
映像圧縮方式	H.265、H.264、Motion JPEGに対応していること。
ネットワーク	
コネクタ	RJ45 10BASE-T/100BASE-TX イーサネットポートを1口以上有していること
対応プロトコル	(1) IPv6:TCP/IP、UDP/IP、HTTP、HTTPS、SSL/TLS、SMTP、DNS、NTP、SNMPv1/v2/v3、DHCPv6、RTP、MLD、ICMP、ARP、IEEE802.1X、DiffServの各プロトコルに対応していること。 (2) IPv4:TCP/IP、UDP/IP、HTTP、HTTPS、SSL/TLS、RTP、RTP/RTCP、SMTP、DHCP、DNS、DDNS、SNMPv1/v2/v3、UPnP、IGMP、ICMP、ARP、IEEE802.1X、DiffServ、SRTP、MQTT、NTPの各プロトコルに対応していること。
セキュリティ	ユーザー認証、ホスト認証、HTTPS、FIPS140-2 level3に対応すること。
ストレージ	microSD/SDHC/SDXCカードに対応し、最大512GBの容量に

		対応していること。
機能		
	AI	AIプロセッサを搭載していること。
	検知	動作検知（VMD）、妨害検知（SCD）、音検知が可能であること。
	画面内文字表示	最大40文字、最大2行（アルファベット、漢字、ひらがな、カタカナ、数字、記号）表示できること。
その他		
	防塵・防水性	IP66以上であること。
	耐衝撃性	IK10以上であること。
	規格	(1) 高さ278mm、直径229mm以下であること。 (2) ドーム径80mm以下であること。 (3) カメラ本体が約4.2kg以下であること。 (4) ONVIFプロファイル（G/M/S/T）に準拠しており、ネットワークレコーダー本体と互換性があること。
	給電部	AC24V、PoE+、PoE++で動作すること。
	使用環境	(1) 使用温度範囲 -50℃～+60℃の環境で動作できること。 (2) 使用湿度範囲10%～100%の環境で結露しないこと。
	色・塗装	(1) 原則、白色（ドームを除く本体）とし、景観条例等に基づき、塗装が必要な場合は塗装すること。 (2) 塗装する場合は、製造メーカーの注意事項を遵守すること。 (3) 塗装及び配色については、担当者と協議すること。 (4) 塗装したカメラの据付けに必要な部材についても、同色に塗装すること。
カメラ取付金具		
	規格	(1) 上記カメラ本体を下向きに取り付けることができること。 (2) 質量の合計が2.0kg程度であること。 (3) ポール（腕金）にマウントできること。
	その他	その他取付に必要な金具については、受注者が用意すること。
microSDカード (i-P R O (株)製 WV-SDB128G相当品以上であること。)		
	規格	microSDXCであること。
	容量	128GB以上であること。
クラス		
	スピード	Class10以上であること。
	UHSスピード	U3以上であること。

	ビデオスピード	V30以上であること。
最大転送速度		
	リード	100Mbps以上であること。
	ライト	50Mbps以上であること。
使用環境		使用温度範囲 -25℃～+85℃の環境で動作できること。
その他		カメラ本体に挿入し、正常に動作すること。
SIMルーター (日本電気(株)製 UNIVERGE WA1512相当品以上であること。)		
インターフェース		
	セルラー	標準SIM、マイクロSIM、ナノSIMに対応するSIMスロット1個を有すること。
	イーサネット	(1) RJ45 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-Tポートを2個を有すること。 (2) IEEE802.3u/802.3に対応していること。
	LTE通信機能	(1) 通信方式：FDD-LTEに対応していること。 (2) 周波数帯域：B1/B8/B18/B19に対応していること。 (3) 最大通信速度：DL（下り）：150Mbps、UL（上り）：50Mbps以上であること。
	表示灯	(1) 外部から本機器の状態を視認できる表示灯が備わっていること。 (2) 表示灯は電源状態、リンク状態、通信強度の表示が可能であること。
機能		
	リンクレイヤ	PPPクライアント、PPPoEクライアント、タグVLAN機能を有していること。
	VPN	IPsec(IKEv1、IKEv2)、EtherIP/IPsec、L2TPv3/IPsec、L2TP/IPsec(L2TPv2/IPsec)
	認証	IEEE802.1X認証、MAC認証、ログイン認証、Web認証(HTTP/HTTPS)
	運用監視	SSHサーバ、TELNETサーバ、Web-GUI、TELNETクライアント、TFTPクライアント、FTPクライアント、SNMPエージェント(SNMPv2、標準MIB、プライベートMIB)、SYSLOG、Ping、Traceroute、SNTPクライアント、自動バージョンアップ(FTP、HTTP)、自動コンフィグファイル更新(FTP、HTTP)、メール送信(Syslog、IPアドレス)、パケットダンプ、NetMeister、端末認証(IEEE802.1X、MAC認証)、AAA、Web認証、デバイスリスト、ゼロタッチプロビジョニング、モバイルゼロタッチプロビジョニング、SIM自動判別
	モバイル関連	データ通信端末PIN認証、PINロック解除、データ通信端

		末リカバリー、切断スケジュール、電話サーベイ、課金 パケット計測、デュアルモバイル機能、IPv6対応、通信 バンド表示（内蔵モジュール）、モバイルゼロタッチプ ロビジョニング
その他		
	規格	(1) 本体が160mm×135mm×36mm程度であること。 (2) 本体質量が約700g程度であること。
	給電部	AC100V 50/60Hzで動作すること。
	使用環境	(1) 屋外で使用できること。 (2) 使用温度範囲-20℃～+60℃の環境で動作できるこ と。 (3) 使用湿度範囲0%～90%の環境で結露しないこと。 (4) 横置き、縦置き、壁掛けの方法で設置できること。
SIMルーター収納用ボックス (日東工業(株)製 PL16-23A相当品以上であること。)		
	収納	ボックス内に上記SIMルーター及び電源部、電源ブレー カー等を収納できること。
	電波透過性	電波透過性を有すること。
	防塵・防水性	IP65以上であること。
	形状・施錠	片扉式で施錠でき、適合する鍵を1本有すること。
	規格	(1) 高さ300mm以内であること。 (2) 横200mm、奥行き165mm程度であること。 (3) 本体質量が1.8kg以下であること。
	塗装	(1) 景観条例等に基づき、塗装が必要な場合は塗装する こと。 (2) 塗装する場合は、製造メーカーの注意事項を遵守す ること。 (3) 塗装及び配色については、担当者で協議すること。
ボックス取付金具		
	規格	ポールにマウントできること。
	その他	その他取付に必要な金具については、受注者が用意する こと。
カメラ表示幕		
	材質	長期間、屋外での使用に耐えうる、対候性を有する素材 を用いること。
	固定用金具	材質を考慮し、破損及び落下しないよう固定できること。
	その他	記載する文言については、「別紙3 表示幕文言」のと おりとする。

(3) 専用端末一式

区分	項目	仕様等	
専用端末（ノートパソコン） (セイコーエプソン（株）製 Endeavor NJ8000E EHC81271相当品以上であること。)	形状	ノート型であること。	
	ディスプレイ	サイズ	16インチ以上のカラーディスプレイであること。
		解像度	WQXGA (2560×1600) 以上であること。
	セキュリティスロット	盗難防止用セキュリティスロットを有すること。	
	CPU	IntelCore i5 (13世代以降13500)、2.6GHz同等又はそれ以上の処理能力を有すること。	
	主記憶装置	16GB以上であること。	
	内蔵ストレージ	SSD 512GB以上を有していること。	
	グラフィックボード	NVIDIA GeForceGPU 8GB以上を有すること。	
	ネットワーク機能	有線LAN	(1) RJ45のLANポート1個を有すること。 (2) 2500BASE-T、1000BASE-T及び100BASE-TX、10BASE-Tに接続する機能を有すること。
		無線LAN	Wi-Fi6E (IEEE802.11ax/ac/a/b/g/n) の機能を有していること。
	インターフェース	(1) HDMIポート1個を有すること。 (2) USBType-Aポート2個以上を有すること。 (3) USBType-Cポート1個以上を有すること。 (4) ミニDisplayPort1個以上を有すること。	
	サンダーボルト	最大転送速度40Gbps程度、Power Deliveryに対応していること。	
	バッテリー	(1) 内蔵バッテリーを有すること。 (2) 駆動時間はJEITAバッテリー動作時間測定法 (Ver. 3.0) に基づく測定で約5.0時間以上 (動画再生時) 駆動すること。 (3) 交換ができること。	
	キーボード	日本語に対応すること。	
	DVD-ROMドライブ	(1) 内蔵もしくは外付けドライブを付属すること。 (2) 外付けドライブを付属する場合は、少なくとも2台を準備すること。	
	給電部	AC100V～240V 50/60Hzで動作すること。	
	使用環境	(1) 使用温度範囲10℃～+35℃の環境で動作できること。 (2) 使用湿度範囲20%～80%の環境で結露しないこと。	
マウス	(1) ホイール付きであること。 (2) 2ボタン以上の光学式又はレーザー式であること。 (3) 有線で本体と接続し動作できること。		

	(4) マウスパッドを付属すること。
セキュリティワイヤー	(1) シリンダー錠式の錠を有すること。 (2) 本体部の盗難防止用セキュリティスロットに取り付けることができること。 (3) ワイヤーは太さ4mm以上、長さ2m以上3m未満であること。

(4) 映像表示装置一式

区分	項目	仕様等
大型ディスプレイ (パナソニック(株)製 TH-55SQE2J相当品以上であること。)		
	パネルサイズ	55型以上、アスペクト比16:9の液晶ディスプレイであること。
	最大表示解像度	3840×2160以上であること。
	最大輝度(標準値)	500cd/m <sup>2</sup> 以上であること。
インターフェース		
	HDMI端子	HDCP2.2を4ポート以上有すること。
	USB TYPE A	USB2.0対応2ポート、USB3.0対応1ポート以上有すること。
	USB TYPE C	USB3.0対応1ポート以上有すること。
	DisplayPort	HDCP2.2を1ポート以上有すること。
	LAN	RJ45 10BASE-T、100BASE-TXを1ポート以上有すること。
	スピーカー	10W+10W以上を内蔵していること。
	給電部	AC100V±10% 50/60Hzで動作すること。
	使用環境	(1) 使用温度範囲0℃～+40℃の環境で動作できること。 (2) 使用湿度範囲20%～80%の環境で結露しないこと。
	HDMIケーブル	2m以上の長さのものを付属すること。
	その他	VESA規格に対応していること。
大型ディスプレイ用スタンド (株)オーエス製 DS-80ver3相当品以上であること。)		
	耐荷重	上記大型ディスプレイを問題なく設置できること。
	棚板	本件専用端末相当品を設置できる棚板を付属すること。
	調節	高さを調整することができること。
	可搬性	キャスターを有し、容易に移動できること。
	その他	VESA規格に対応していること。
中型ディスプレイ (株)アイ・オー・データ機器製、LCD-MQ271XDB相当品以上であること。)		
	パネルサイズ	27型、アスペクト比16:9の液晶ディスプレイであること。
	最大表示解像度	2560×1440以上の解像度を有すること。

最大輝度（標準値）	250cd/m <sup>2</sup> 以上であること。
インターフェース	
HDMI端子	3ポート以上有すること。
DisplayPort	1ポート以上有すること。
スピーカー	2W+2W以上を内蔵していること。
給電部	AC100V 50～60Hzで動作すること。
使用環境	(1) 使用温度範囲0℃～+40℃の環境で動作できること。 (2) 使用湿度範囲20%～80%の環境で結露しないこと。
スタンド	角度調節可能なスタンドが付属し、自立すること。
HDMIケーブル	2 m以上の長さのものを付属すること。
その他	VESA規格に対応していること。

(5) 記録装置一式

区分	項目	仕様等
ネットワークレコーダー (i-PRO (株) 製 WJ-NX510K相当品以上であること。)		
	カメラ最大接続数	64台以上のカメラが接続できること。
	ポート	
	HDMI	最大3840×2160/30Hz以上の解像度を出力できるものを2個以上有すること。
	マウス接続	USB2.0対応ポートを1個以上有すること。
	コピー	USB3.0対応ポートを3個以上有すること。
	アラームコントロール	ネットワーク異常出力、アラーム復帰入力、緊急録画入力、停電検出入力、外部録画モード切換入力、HDD異常出力、カメラ異常出力、機器異常出力、録画異常出力、アラーム出力、停電処理完了出力、+5V出力が可能であること。
	ネットワークインターフェース	RJ45 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-Tに対応したポートを2個以上有すること。
	対応プロトコル	HTTP、HTTPS、RTP、RTSP、TCP/IP、UDP/IP、SMTP、NTP（サーバー、クライアント）、DNS、SNMP、POP3に対応していること。
	映像圧縮方式	H.265//H.264/JPEGに対応していること
	ストレージ	(1) 別途当該機器に対応したHDDが実装できること。 (2) RAID機能を有し、RAID6の運用が可能であること。 (3) 実装するHDDはRAID6運用に必要な台数とし、物理的に28TB以上、論理的に16TB以上を確保できること。
	その他	
	規格	(1) 本体が430mm×413mm×132mm程度であること。 (2) 本体質量（HDD実装なし）が11.5kg程度であること。

		(3) ラックマウント型であること。 (4) ONVIFプロファイル (S/T)に準拠しており、防犯カメラ本体と互換性があること。
給電部		AC100V-240V 50/60Hzで給電が可能であること。
使用環境		(1) 使用温度範囲0℃～+45℃の環境で動作できること。 (2) 使用湿度範囲5%～90%の環境で結露しないこと。
付属品		(1) 有線マウス (USB-TypeA) を付属すること。 (2) 21.5型ディスプレイ (最大表示解像度1920×1080@75Hz以上、自立式スタンド) を付属すること。
バックアップ用ハードディスク		(1) 実装するHDDと同等の容量を準備すること。 (2) コピーポートに接続し、レコーダーの記録データを保存できること。
無停電電源装置 (シュナイダーエレクトリック製 SMT1500RMJ2U相当品以上であること。)		
運転方式		ラインインタラクティブ方式であること
冷却方式		強制空冷方式であること。
交流入力		
定格入力電圧		AC100Vであること。
周波数		50/60Hzであること。
入力電圧範囲		76V～119V以上であること。
入力周波数範囲		47～63Hz以上であること。
交流出力		
定格出力電圧		AC100Vであること。
定格出力周波数		50/60Hz±2%であること。
出力コンセント形状・数		NEMA5-15Rを6個以上有すること。
最大出力容量		1,500VA/1,200W以上であること。
出力波形		バッテリー運転時、正弦波であること。
バッテリー		
バッテリー形式		小形シール鉛蓄電池、長寿命タイプであること。
容量		400Wh以上であること。
充電時間		4時間程度であること。
充電動作		AC入力給電で充電すること。
残量警告機能		バッテリー残量の低下をアラームで警告できること。
その他		
規格		(1) 本体が86mm×432mm×468mm程度であること。 (2) 本体質量約28kg程度であること。 (3) ラックマウント型であること。 (4) UL1778、VCCI ClassAの認証を受けていること。
給電部		AC100Vで動作すること。

	使用環境	(1) 使用温度範囲0℃～+40℃の環境で動作できること。 (2) 使用湿度範囲0%～95%の環境で結露しないこと。
ラック (日東工業(株)製 FS90-610EN相当品以上であること。)		
	規格	(1) EIA規格に基づく19インチラックマウント機器を搭載できること。 (2) 高さは19U以下とし、記録装置一式及びネットワーク機器が収納できること。 (3) 幅600mm、奥行は設置場所に適切なものとする事。 (4) 前面ドアを備えていること。
	固定	(1) 耐震性を考慮し、設置環境下で可能な固定措置が可能であること(天板上に設置するネットワークレコーダーに付属するディスプレイ含む)。 (2) 固定方法については担当者と協議し、固定できない場合は、必要な転倒防止措置を講じること。

(6) ネットワーク機器一式

区分	項目	仕様等
閉域網ルーター (日本電気(株)製 UNIVERGE IX2107相当以上であること。)		
	インターフェース	
	イーサネット	(1) RJ45 1000BASE-T/100BASE-T/10BASE-Tポートを5個(うち4ポートはスイッチングハブ)を有すること。 (2) IEEE802.3u/802.3ab/802.3に準拠していること。
	サポートプロトコル	IPv4、IPv6をサポートしていること。
	機能	
	セキュリティ	UTM機能、IEEE802.1X認証、MACアドレス認証、Web認証、URLフィルタリングに対応していること。
	表示灯	(1) 外部から本機器の状態を視認できる表示灯が備わっていること。 (2) 表示灯は通信状態の表示が可能であること
	その他	
	セキュリティスロット	盗難防止用鍵取付穴を有すること。
	規格	(1) 本体が196mm×135mm×36mm程度であること。 (2) 本体質量が約800g程度であること。
	給電部	AC90～110V 50/60Hzで動作すること。
	使用環境	(1) 使用温度範囲0℃～+50℃の環境で動作できること。 (2) 使用湿度範囲0%～90%の環境で結露しないこと。 (3) 横置き、縦置き、壁掛けの方法で設置できること。

スイッチ (アライドテレシス (株) 製 AT-SH230-18GT相当以上であること。)	
インターフェース	RJ-45 1000BASE-T/100BASE-T/10BASE-Tポートを16個以上有すること。
SFPポート	SFPポートを2個以上有すること。
サポート機能	(1) VLAN (ポートベース・IEEE802.1Qタグベース・IPサブネットベース・プロトコルベース)、マルチプルVLANに対応していること。 (2) ポート帯域制限・ポートミラーリング・ポートセキュリティに対応していること。 (3) ループガード機能を有していること。
表示灯	(1) 外部から本機器の状態を視認できる表示灯が備わっていること。 (2) 表示灯は電源状態、送受信状態の表示が可能であること。
その他	
規格	(1) 本体が341mm×231mm×44mm程度であること。 (2) 本体質量が約2.4kg程度であること。 (3) ラックマウントできること。
給電部	AC100-240V 50/60Hzで動作すること。
使用環境	(1) 使用温度範囲0℃～+50℃の環境で動作できること。 (2) 使用湿度範囲5%～90%の環境で結露しないこと。
ラックマウント	ラックへのマウントを想定した金具を用意すること。
付属品	閉域網ルーター及びONU機器の接続に必要な接続ケーブルを付属すること。

(7) タイムサーバ

区分	項目	仕様等
タイムサーバ (シチズン時計(株)製 TSV-500GP相当品以上であること。)		
	インターフェース	RJ-45 10BASE-T/100BASE-TXを1ポート以上有すること。
	性能	(1) インターネットに接続することなく時刻を取得すること。 (2) アクセスログが記録されること。 (3) NTPプロトコルで時刻を取得できること。
	アンテナ	GPS・QZSSが受信できるアンテナを付属すること。
	表示灯	時刻の受信状態が視認できる表示灯を備えていること。
その他		
	規格	(1) 本体が120mm×110mm×30mm程度であること。 (2) 本体質量が170g程度であること。

	給電部	(1) AC100-240V 50/60Hzで動作すること。 (2) PoE (IEEE802.3af) で給電できること。
	使用環境	使用温度範囲-20℃～+60℃の環境で動作できること。

(8) 警報表示装置

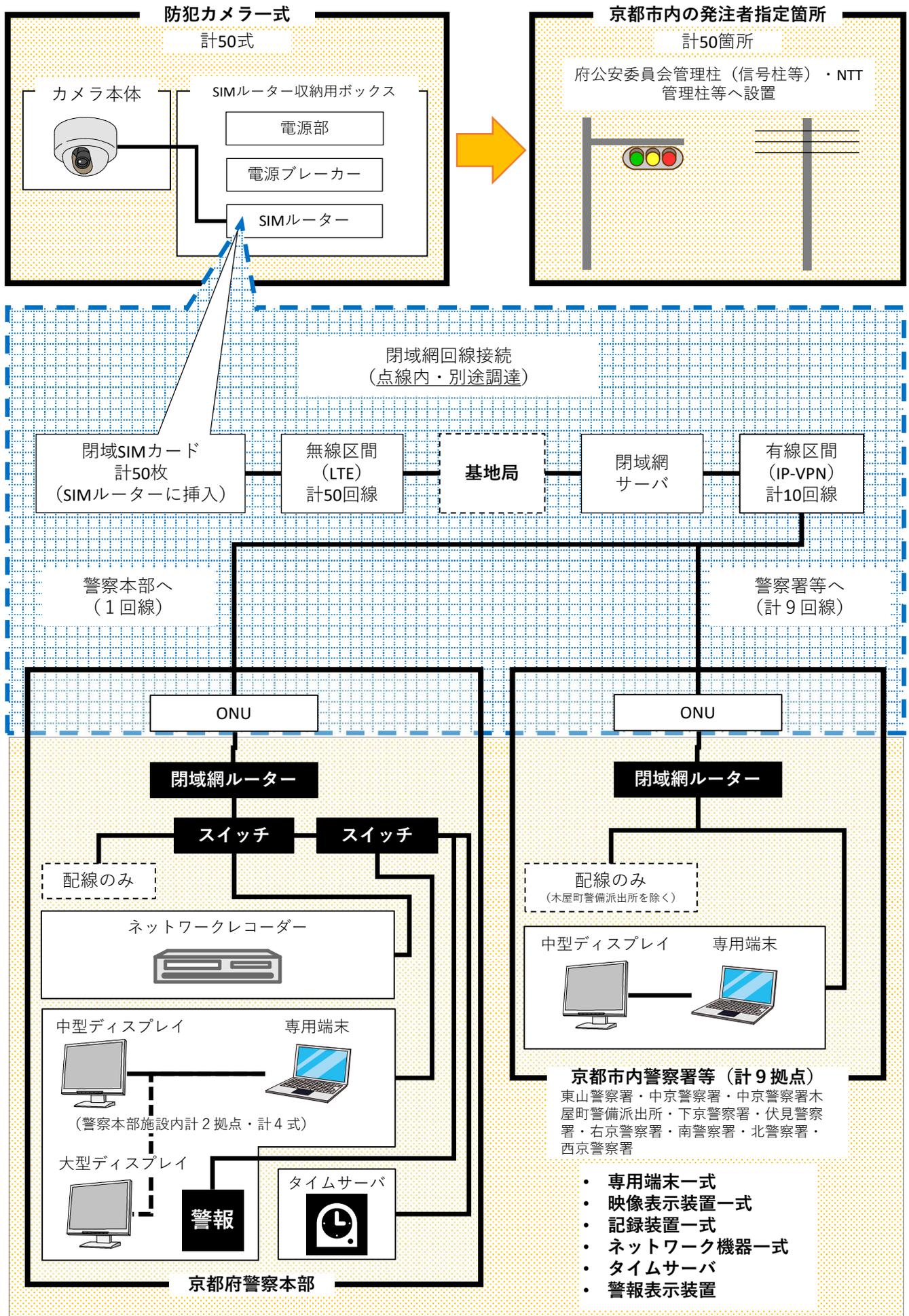
区分	項目	仕様等
警報表示装置 ((株)パトライト製 NHB4-3-RYG相当品以上であること。)		
	タイプ	ライトが点灯することで警報を表示すること。
	機能	ネットワークレコーダーと連携できること。
	ネットワーク	
	インターフェース	RJ45 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-Tに対応したポート1を個以上有すること。
	IPネットワーク	IPv4、IPv6をサポートしていること。
	表示灯	(1) φ40以下の円柱状であること。 (2) 表示色は、緑、黄、赤の3段以上であること。
	警報音	80db以上で吹鳴すること。
	その他	
	規格	(1) 本体高さが300mm程度であること。 (2) 本体質量が750g程度であること。
	給電部	AC100-240V 50/60Hzで動作すること。
	使用環境	(1) 使用温度範囲0℃～+40℃の環境で動作できること。 (2) 使用湿度範囲20%～80%の環境で結露しないこと。

(9) 専用端末用ソフトウェア

- ア ソフトウェアは日本語の入出力が可能なものであること。
- イ ソフトウェアは発注者に使用权があり、賃貸借期間中、適法に使用できること。  
なお、ライセンス契約があるものについては発注者を契約者とするとともに、ユーザー登録が必要な場合は発注者をユーザーとして登録すること。
- ウ 納入時点における最新のバージョンとすること。
- エ マイクロソフト社のソフトウェアは、原則として警察庁ライセンス製品 (Select Plus (認定政府機関追加契約付帯) により導入するものとし、プリインストール製品 (OSを除く。) 及びパッケージ製品での導入を行わないこと。
- オ Select Plusの利用にあたっては、警察本部に確認の上、指示を受けること。
- カ ライセンス製品は、インストール用媒体を2式以上付属させること。
- キ 専用端末にインストール後、専用端末及びインストールしたソフトウェアが正常に利用できることを確認すること。
- ク インストールにドライブが必要な場合は、受注者が準備すること。

区分	項目	仕様等
	ソフトウェア	

OS等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 運用開始時における最新バージョンのMicrosoft社製、Windows11Pro(64bit)以上であること。</li> <li>(2) 運用開始時における最新バージョンのWindowsサーバクライアントアクセスライセンスを備えること。</li> <li>(3) Microsoft Edgeを搭載していること。</li> </ul>
証跡管理ツール ( (株)ラネクシー製 マイログスター4相当品以上であること。)	
機能	ユーザーによる端末操作履歴を記録することができること。
保存期間	5年以上のログが保存できること。
カメラ映像管理用ソフトウェア ( i - P R O (株)製 WV-ASM300-UX相当品以上であること。)	
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 記録装置に記録されているカメラ映像が確認できること。</li> <li>(2) カメラのPTZ操作が可能であること</li> <li>(3) 記録映像の複製が可能であること。</li> <li>(4) 管理者IDおよび利用者IDが設定できること</li> <li>(5) ソフトウェア起動時に認証を行うこと</li> <li>(6) カメラ映像を1・2・3・4・5・6・7・9・10・13・16・25・36・49・64分割で表示可能であること。</li> <li>(7) マルチモニターが可能であること。</li> </ul>
管理者、利用者ID	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 管理者認証、利用者認証を行う場合の認証方式はID及びパスワードとすること。</li> <li>(2) 各専用端末ごとにIDを32以上設定できること。</li> <li>(3) 管理者ID及び利用者IDは、いつでもIDを削除し、又は制限をかけることができること。</li> <li>(4) 管理者IDにおいて、利用者IDごとに利用可能な業務が設定できること。</li> </ul>
セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各IDのログインパスワードを変更可能であること。</li> <li>(2) 管理者IDによるログの収集が可能であること。</li> <li>(3) ログは7日以上保存されること。</li> </ul>



別紙2 設置場所一覧

1 カメラ一式

設置場所	数量	単位	添架柱 (式)			
			府公委	N T T	市管理	民管理
東山警察署管内	16	式	11	4		1
中京警察署管内	8	式	2	5		1
下京警察署管内	10	式	7		3	
伏見警察署管内	4	式	2	2		
右京警察署管内	5	式	2	1	2	
南警察署管内	4	式	4			
北警察署管内	2	式	2			
西京警察署管内	1	式	1			
合計	50	式				

2 専用端末一式及び映像表示装置 (うち中型ディスプレイ)

設置場所	数量	単位	所在地
京都府警察本部 本館 (2階)	4	式	京都市上京区下長者町通新町西入藪ノ 内町85番地3
東山警察署 (1階)	1	式	京都市東山区清水4丁目185番地6
中京警察署 (1階)	1	式	京都市中京区壬生坊城町48番地16
中京警察署 木屋町警備派出所	1	式	京都市中京区木屋町通四条上る二丁目 下樵木町195番地4
下京警察署 (1階)	1	式	京都市下京区烏丸通高辻上る大政所町 682番地
伏見警察署 (1階)	1	式	京都市伏見区下鳥羽浄春ヶ前町101番 地
右京警察署 (1階)	1	式	京都市右京区太秦蜂岡町31番地
南警察署 (1階)	1	式	京都市南区西九条森本町39番地2
北警察署 (1階)	1	式	京都市北区紫竹東桃ノ本町25番地
西京警察署 (1階)	1	式	京都市西京区山田大吉見町7・8番地 合地
合計	13	式	

3 映像表示装置 (うち大型ディスプレイ) 一式

設置場所	数量	単位	所在地
京都府警察本部 本館 (2階)	2	式	京都市上京区下長者町通新町西入藪ノ 内町85番地3

4 記録装置一式 (警報表示装置を除く)

設置場所	数量	単位	所在地
京都府警察本部 本館（6階）	1	式	京都市上京区下長者町通新町西入藪ノ 内町85番地3

5 ネットワーク機器一式

設置場所	数量	単位	所在地
京都府警察本部 本館（6階）	1	式	京都市上京区下長者町通新町西入藪 ノ内町85番地3
東山警察署（2階）	1	式	京都市東山区清水4丁目185番地6
中京警察署（4階）	1	式	京都市中京区壬生坊城町48番地16
中京警察署 木屋町警備派出所	1	式	京都市中京区木屋町通四条上る二丁 目下樵木町195番地4
下京警察署（7階）	1	式	京都市下京区烏丸通高辻上る大政所 町682番地
伏見警察署（2階）	1	式	京都市伏見区下鳥羽浄春ヶ前町101番 地
右京警察署（4階）	1	式	京都市右京区太秦蜂岡町31番地
南警察署（5階）	1	式	京都市南区西九条森本町39番地2
北警察署（2階）	1	式	京都市北区紫竹東桃ノ本町25番地
西京警察署（3階）	1	式	京都市西京区山田大吉見町7・8番 地合地
合計	10	式	

6 タイムサーバ及び警報表示装置

設置場所	数量	単位	所在地
京都府警察本部 本館（2階）	1	台	京都市上京区下長者町通新町西入藪ノ 内町85番地3

防盜撮像機正在監控

防犯カメラ作動中

C C T V 작 동 중

**Security Cameras In Operation**

おもてなしのまち京都あんしん見守り事業

京都府警察